

議案第 9 1 号

東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例（平成 6 年板橋区条例第 1 8 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改
め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 1 条第 1 号中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「3 1
万 5 0 0 円」を「3 1 万 6, 2 5 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 7 円
5 0 銭」を「2 8 円 3 5 銭」に、「5 7 万 3, 0 3 0 円」を「5 8 万 6,
9 0 5 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区議会議員及び東京都板橋区長
の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例
の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選
挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙に
ついては、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法施行令の改正に伴い、東京都板橋区議会議員及び東京都板

橋区長の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担の限度額を改める必要がある。